

1766

三井鑛石關係契約書綴

具四石炭

6

2



寫

契
約
書



契 約 書

三井礦山株式會社ヲ甲トシ、共同石炭鑛業株式會社ヲ乙トシ、甲所有ノ山野鑛區ノ一部ニ握
題スルニツイテ、左ノ通り契約ヲ締結スル。

第一條 甲ハ乙ガ乙所有ノ福內縣津佐權發給第壹貳七八號鑛區ヨリ、甲所有ノ福內縣津佐權
發給第壹壹號鑛區ノ一部（別紙圖面朱記々載ノ區域）内ニ欲存スル其層中、淺生八尺上
層及本層（別紙長層柱狀圖記載ノ通り）ヲ採掘スル事ヲ承諾スル。

甲ハ乙ガ採掘ノ區域及長層ニ對シ、鑛業法第三十六條ノ規定ニ基テ掘進増進ノ出願ヲナ
シ、單復鑛區ヲ設定スル事ヲ承諾スル。

乙ハ前項ノ單復鑛區内ノ採掘ヲ完了シタ時、又ハ契約ガ解除サレタ時ハ、直ニソノ掘進
増進々ヲ復舊スルモノトスル。

第二條 乙ハ前項ノ掘進増進ノ承諾ニ對スル代價トシテ、別ニ定ムル金額ヲ甲ニ支拂フモノ
トスル。

第三條 乙ハ本件區域ノ掘進ニツイテ、預メ甲ニ掘進案ヲ提示シテ甲ノ承諾ヲ得ナクハレバナク



ナイ。

第四條 乙ノ本件採掘ニ關シ甲方隨時ソノ履行状況ノ調査又ハ參考資料ノ交付ヲ希望スル時ハ
乙ハ直ニ之ニ回答シナラズナラナイ。

第五條 乙ハ本契約ニ基テ採掘其地ノ作業ニ起因スル賠償其ノ地ノ事故ニ關シ一切ノ責任ヲ
負フモノトシ、甲ニ對シテハ務モ迷惑ヲ及ボテナイモノトスル。

第六條 乙ハソノ採掘區域内ニ於テ火災、水害等ノ災害ニヨリ甲ニ對シ賠償又ハ損害ヲ及ボ
テナイ限注直スルト共ニ、右シ賠償ヲ與フル事處ヲ生ジタ時ハ、甲ハ乙ニ對シ賠償ヲ端
償セヤルト共ニ爾後本契約ヲ解除スル事ガ出來ル。

第七條 乙ガ本契約ニ違反シタ場合ハ甲ハ本契約ヲ解除スル事ガ出來ル。
其ノ契約違反ノ爲甲ニ損害ヲ蒙ラシメタ時ハ乙ハ相當ノ賠償ヲナスモノトスル。

第八條 乙ハ本件ニ關スル權利義務ヲ甲ノ承諾ヲ得ルコトナシニ第三者ニ譲渡スルコトハ出
來ナイ。

第九條 本契約ハ關係諸法令ニ基ツテ許認可ガナイ場合ハ無効トスル
本契約ノ證トシテ本誓紙通テ作成シテ、甲乙各々其ノ電通ヲ捺有スルコトニスル。
昭和廿二年三月十五日

甲 東京都中央區日本橋區町貳丁目壹番地壹

三井 礦山 株式 會社

駐 長 山 川 良 一

乙 東京都中央區湯町壹丁目拾壹番地壹

共同 石灰 礦業 株式 會社

取締役社長 入 交 太 殿

覺 書

三井礦山株式會社ヲ甲トシ、共商石炭鑛業株式會社ヲ乙トシ、甲所有ノ石炭鑛區中ノ一部ヲ乙ガ採掘スルニツイテ、昭和廿二年三月十五日附テ以テ締結シタ契約書第貳條ニ基テ、甲乙間ニ左ノ通り覺書ヲ締結スル。

第一條 關シ該區内ノ採掘シ得ル炭量ハ左ノ通りトシ實際ノ採掘量ニ於テ是ハ足ラズルモ甲乙共ニ何等異議ヲ申シ立テナイモノトスル。

可採炭量・・・參照部萬噸千壹百噸

第二條 乙ハ本契約ニ基テ採掘スル石炭ノ每噸平均配炭公團買取價格ハ右價格ハ日吉ノ生粉價格トシ、配炭公團改組或ヒハ解体シタ場合ハ右ニ準メル價格トスル。ノ日分ノ三ヲ基準トシタ價格ヲ取償トシテ、昭和廿二年上期ヨリ昭和廿三年下期迄ニ支拂了スル限ニ每噸米二甲ニ支拂フモノトスル。

以上

昭和廿二年三月十五日

東京都中央區日本橋區町貳丁目壹番地壹

三井礦山株式會社

敬 長 山 川 良 一

乙

東京都中央區淺草町壹丁目拾壹番地

共同石灰工業株式會社

取締役社長 入 交 太 藏

三井山野鑛業所

日吉炭坑鑛區分讓區域圖

縮尺三千分之一



昭和二十五年四月二日

明石部長



本 部
副 長
本 長
日吉事務所

三井礦業交渉報告

三月十四日 出立二十九日迄東京滞在三井礦業交渉ニ關シ左記ノ通り三月二十八日三井本社ニテ川上重役ノ仲介案ニテ一方了解定仕イ候間此後左ニ御報告申上候

條件

- 一、跡原カタ部ハ日吉探採ノ事
- 一、跡原フタ部ハ吉田氏探採ノ事
- 一、吉田ノ希冀ニヨリ跡原探採下ノ事
- 一、吉田氏探採ノ石炭ハ日吉ノ跡原探採ニテ日吉買入レン事
- 一、跡原ハ三十六條ヲ以テ南區域ヲ日吉ニ譲渡シ其後日吉ヨリ吉田氏ニ受用権設定スル事

同吉田區域内ニ三井粉東産坑回坑ノ予定ニ付其ノ區域十増區中ニ入レルモ別ニ兎當テ以テ探採セリルモノトス

- 一、日吉吉田其ノ方取重テ以テ探採スルコト
- 一、炭質、斤先料割合方法等ハ現地ニテ打合マ決定ノ上現地所長ヨリ通知ニヨリ所長ノ決議ノ上手續ニ取カカルコト
- 一、日吉ニ於テ許可區域ヲ探採セリレバ炭質ノ事ニテレバ現地所長ノ了解ノ上契約手續完了マシ共直イニ探採ヲ部メス

立會者

三井礦業取締役部長

川上 龜 郎

文書課長

平賀 義 吉

吉田 備

吉田 廣 吉

日吉 備

久保田 部長

明石 部長

楠本 課長

右



山野郵便五八五號

昭和廿三年六月七日

印
B
A
小
控

共同石英製煉株式会社

三井礦山株式会社山野郵便所

所長 川上 敏 郎

日吉製煉所

所長 宇佐 見 一 郎

貴社所屬永原製煉所について

かねて御案中の貴所製煉より弊所製煉への製造増設の件について別紙の通り弊社共
に特別買入の承諾をなしておりますが所長取の上見直し取り下さいます

尚て石臼増設増設場等に設備増設等に増設増設場増設下さいますやうお願い申
します

共同製煉吉日社合式株業製石同共
〒千代田市日野区日吉
電話 〇三三三 一〇一八

承 諾 書

共同石灰炭礦採式會社所有關内縣津島郡登陸部壹貳七八號礦區より三井礦山採式會社所有關内縣津島郡登陸部壹貳壹壹號礦區の一部別紙圖示の區域面積五九五〇〇平方尺に賦存する炭層中厚八尺上層及び本層に對し礦業法第三十六條の規定に基く關連増産の賦産を要し二重賦産を認定する事を承諾します
昭和貳拾參年五月貳拾八日

東京都中央区日本橋區町貳丁目壹壹壹地壹

三井礦山採式會社

社長 山 川 三 良 一

共同石灰炭礦採式會社

取締役社長 入 交 太 經 殿

石の關連増産賦産を承諾します

昭和貳拾參年五月貳拾日

三井礦山採式會社

特別代理人 佐藤喜一郎

代理人 岡 本 實次郎

特別代理人 森實材

代理人 清 水 直 作

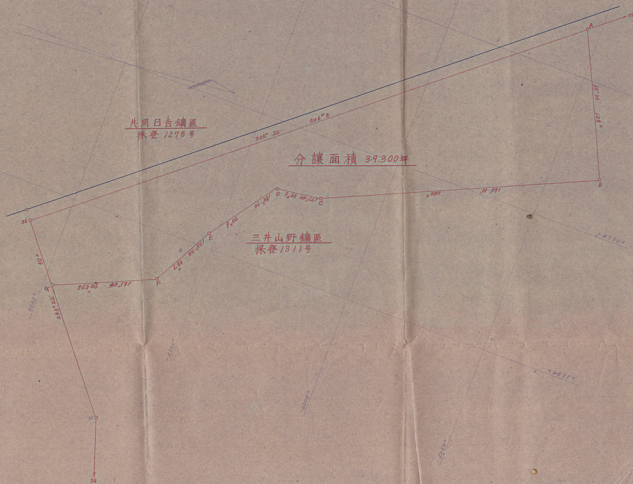
特別代理人 石 田 尚 興

特別代理人 山 本 勇 助

三井山野鑛業所

日吉炭坑鑛區分讓區域圖

縮尺三千分之一



西川社長専務九州本部

昭和廿六年十一月十日

共同石炭産業株式会社
取締役社長 人 交 太 殿



三井山崎炭礦所
所長 興 剛 清 一 殿

鉱山分譲譲渡の件



拝啓 時下秋序の折新貨産量々報には愈々御座の股買の至りに存
じます。

復弊社に於きましても今日然大胆なく譲渡を續行致してありまして之
もひと先此御社を始め皆々貴の御支援による賜ものと深く感謝致して
おります次第であります。

而しんで厚く御禮申上げます。

就いては當社日吉炭礦所も其の産量富坂内外共設備の充實を期し必
ずせる炭界の情勢の高分の一にも貢献いたしたく存じ日夜努力を致して
おりますが、それに反し現基は御了承の如く採掘産量が甚だ減少の如

め御々と困難な問題に遭遇し甚だ困難いたしてありますので今更別紙

鉱山分譲方の御届ひを申上げた様を次第であります。

蓋だ御手を御届ひでまことに恐惶に存じますが何卒御情御實際の上御
許可願ひます十々御承認の程を伏して御願申上げます。



一、希望先様

新聞部探査課第一五七九番三井鉱山株式会社山形野鉱所一坑場域内

二、希望内容

採出八尺層（當方呼稱竹藪八尺上層、全本層）

三、希望面積

約四万坪（別紙圖示）

四、説明

分館希望區域へ過年度分館採許可受ケマシヨト區域ノ左方部ノ約四万坪アリマシテ從
來ノ採許可區域ノ境界附近へ區域ノ變化（火成岩ノ侵入）等ダシタ今同採館區域七寶
坑ノボーリングノ實績ニ依リ火成岩ノ影響甚ダシキ處ト存ジマスモ折角坑内外探銅モ
完備シテアリマス故採許可願ユレバ當方破産年度七宝坑会社従業員一團七宝合エ福
「取ル處ト存ジマスレバ特別ノ採設備ヲ以テ採許可區域重ア初探甲上マス。
採許可ノ上へ採約更ノ條件ハ設置モ守リ決シテ採探感カケヌ事ヲ採番ヒ申上マス。

昭和廿六年十一月廿一日

東京野中央礦業部 一丁目一

共同石炭産出株式會社

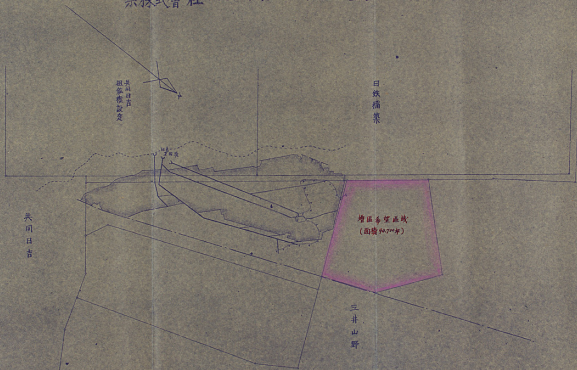
取締役社長 三入 安 太 殿



三井鉱山株式会社
取締役社長 山 川 良 一 殿



共同石炭鑛業株式會社 日吉鑛業所鑛區圖(一部) 縮尺六十分之一



灰 質 表

總面積 A 31400 坪

△ B 22880

計 109340 坪

區域	灰層名	灰層厚 尺	厚度 寸	埋藏面積 坪	埋藏 體積 ($\frac{100}{2.5}$)	埋藏料面積 坪	埋藏灰量	數字	實收灰量	記事
A	I 淺生八尺上層	3.55	462	15300	10515	16120	70820	60	42470	
	△ 全 本層	4.70	637	15300	-	16120	102680	80	82190	
	計						173500		124650	
B	II 淺生八尺上層	4.06	5278	54880	10515	37700	364540	60	182720	
	△ 全	4.06	5278	2370	-	2472	18153	0		雨水型
	△ 全	4.06	5278	1470	-	1483	7827	0		
	△ 全	4.06	5278	5300	-	5373	27414	0		埋藏料 灰 柱
	△ 全	4.06	5278	1777	-	2081	18784	0		
	計						365718		182720	
	△ 計						537418		307850	

炭 量 表

總區 借 A 31460 斤

B 72880

計 104340 斤

2254

區 域	炭 層 名	炭 層 厚 尺	厚 量 尺	埋 藏 平 面 積 坪	傾 斜 度 (%)	埋 藏 料 面 積 坪	埋 藏 炭 量 噸	散 手 噸	普 收 炭 量 斤	記 事
A	淺生八尺上層	3.53	462	15330	100%	16120	70820	60	42430	
	全 草 層	4.70	637	15330		16120	102580	80	52740	
	計						173500		124630	
B	淺生八尺上層	4.66	5278	54880	100%	57700	304540	50	182720	
	木 在	4.06	5278	2370		2472	13153	0		陽水型
	ハ 在	4.06	5278	1410		1483	7827	0		
	ト 在	4.06	5278	5300		5575	27474	0		留保管理 炭 社
	子 在	4.66	5278	1777		2081	14784	0		
	計						363718		182720	
合 計							537418		307350	

昭和廿七年八月三十日

共同石炭鉱業株式会社

日吉 御座 所

御代理人 宇佐見 敷一

一

三井山野鉱業所

所長 供間 清一 殿

飲 盛 分 限 御 願 ノ 件

控

拜啓 益々御清榮ノ段幸貴リ候毎度特別ノ御厚情ニ預リ有難ク
厚ク御禮申上候

採ナ弊鉱業所モ御座ヲ以テ大過ナク操業致シ居リ候間何卒御休
心被下度之レモ一備ニ御社ヲ初メ皆々様ノ御支援ノ賜リト深ク
感謝致居候

就テハ昨年十一月廿日付ヲ以テ竹藪署約四萬七百坪ノ御分譲方
ヲ御願申上候件ニ關シ誠ニ勝手ナル御願ニハ御座候ヘ共其ノ後
當方坑内ノ探掘箇所モ、イヨハ供少ニ相成リ漸次出炭ニモ影響

ヲ來シ居ル現狀ニ有之候間何卒特別ノ御設備ヲ以テ一日モ早ク
御許可賜リ度若シ幸ニシテ御許可ヲ賜ワリタル上ハ御命令ノ遵
守ニツイテハ申スニ及バヌ誠意ヲ以テ操業致シ些カタリトモ御
迷惑ハ相掛ケ申サザル心成ニ有之候間何卒宜敷ク御願申上候

寫 共

通第五六號

昭和七年三月十一日

共同石炭産業株式会社
九州本部 營業課

日吉炭業所
明石部長 殿

國鐵二十六年度第四半期價格通知の件
標註の件に付て電話で御都合に預りました國鐵炭價左記の通り決定しましたから御通知申上ます。

一、期 間 昭和廿七年一月
昭和廿七年三月

- 一、日吉竹藪現 (A六一〇〇カローリ保證)
五一二九円 前四より値上り一圓六八円
- 一、日吉粉 (A六〇〇〇カローリ保證)
四二五五円 前四より値上り一圓三一円

三月十九日 井山 野村 大 志 義 申 出 依
一部送付

文部
印

紙用認確報電指發



昭和二十一年五月六日
午後四時五分発
郵送業者の通、指打電
符號此段郵便ノ申上候
敬具

電報譯文

三井物産子會社
ヨシノ三〇支社
共同



宛	名	定額	本	文
三井物産子會社	ヨシノ三〇支社	三	井	イ
ヨシノ三〇支社	ヨシノ三〇支社	井	ケ	テ
ヨシノ三〇支社	ヨシノ三〇支社	コ	ウ	ウ
ヨシノ三〇支社	ヨシノ三〇支社	ウ	ケ	イ
ヨシノ三〇支社	ヨシノ三〇支社	ウ	イ	ン
ヨシノ三〇支社	ヨシノ三〇支社	三	シ	ロ
ヨシノ三〇支社	ヨシノ三〇支社	〇	シ	レ
ヨシノ三〇支社	ヨシノ三〇支社	ア	キ	コ
ヨシノ三〇支社	ヨシノ三〇支社	イ	ハ	
ヨシノ三〇支社	ヨシノ三〇支社	ド	ラ	



送信人 居所 東京都中央区築地一丁目一番地
氏名 共同石炭鑛業株式会社



昭和廿六年二月廿六日

速達

共

共同石炭礦業株式會社

東京都中區銀座一丁目十二番地

寄入支社社長殿 九州市新文保町長崎支社

日 支帳業所
明 石亭房取歸後致

三井鐵區讓受與移書詳送之但一書在七件

長月日折倒紙片借三井鐵區讓受の件は代借文據方紙は
紙乙の一方各空條件の通り附本紙三井重役合議を以て送付
紙乙の一方一回文據分寄伯新條也即時領收の上即時
約と締紙取付三井鐵山下の宛宛付之借文據筒井
往訪寄付着命也文據のしし調印取付合可取附日
別紙確寄付紙乙の宛宛の通り取付五八久保田幸助取免
に宛宛少校中止呈借受有日取付し承取の爲に天守保
浦任借

茲に扶録書並に水張早各意通炭取免日久保田幸助取免
一契移取取免に承録書各意通存送取付可也取付中各借

昭和廿六年二月廿六日

昭和 十 年 二 月 二 日

赤 井 三 井 三 郎 様



共

株式会社 共同石炭鑛業株式会社
東京都中央区清町一丁目十一番地

電話 310041・310042

赤 井 三 井 三 郎 様

(一) 三井 赤 井 三 郎 山 手 鑛 業 所 宛 の 承 譲 書 所 知 の 契 約 書 等

五 箇 面 を 添 へ 送 附 寸 故 契 約 書 八 條 (一) 七

契 約 一 條 等 の 細 目 に 記 載 同 鑛 業 所 と 日 協 協 定 せ ら 九 交 し

(二) 讓 渡 正 本 の 鑛 業 所 圖 を 編 入 せ ら 小 原 三 郎 收 取 控 書 概 者

の 小 原 三 郎 様 宛 へ

と の 事 以 前 在 信 官 庁 長 官 許 下 取 扱

九 州 市 卸 及 保 口 手 磨 穀 並 八 光 輝 卸 取 扱 中 五 條

取 扱 区 代 價 正 契 約 書 才 契 約 書 之 少 言 雙 の 圖 り

取 扱 卸 控 帳 同 様 二 考 他 事 係 也 自 取 扱 九 年 九 月 至

同 年 九 月 毎 月 壹 佰 萬 圓 世 之 權 事 以 前 分 取 扱 控 書 其

支 拂 他 有 向 等 記 載 也 世 之 權 事 以 前 分 取 扱 控 書 其

概 事 以 前 分 取 扱 控 書 其 支 拂 事 以 前 分 取 扱 控 書 其

概 事 以 前 分 取 扱 控 書 其 支 拂 事 以 前 分 取 扱 控 書 其

概 事 以 前 分 取 扱 控 書 其 支 拂 事 以 前 分 取 扱 控 書 其

概 事 以 前 分 取 扱 控 書 其 支 拂 事 以 前 分 取 扱 控 書 其

以上

昭和 十 年 二 月 二 日 赤 井 三 井 三 郎 様 宛 へ



契 約 書



三井鉱山株式会社を甲とし共同石炭鉱業株式会社を乙とし甲所有の山野
鉱区の一部を乙に譲渡するに於いて左の通り契約を締結する。

第壹條 甲は乙に甲所有の福岡縣採掘登録第五七九号鉱区の一部別
紙圖示の区域面積貳七七壹〇年(九二六ヘクタール)に賦存する産生
八尺上層及び本層を譲渡する。

甲は乙が前項の譲渡炭層に對して乙所有の福岡縣採掘登録第壹貳八
七号鉱区より鉱業法第四十六條の規定に基く掘進増区の出願をなし重
複鉱区を設定することを承諾する。

第壹項の譲渡区域は所轄官廳の修正命令によつて表示面積に多少の異
動を生じて甲乙共に異議のないものとする。

第貳條 前條の掘進増区の承諾に對する代價は金壹仟萬圓也とし乙より
甲に對しつぎの通り支拂うものとする。

本契約締結と同時に 金參百萬圓也

昭和貳拾八年參月より 毎月金壹百萬圓也

第參條 乙は本契約に基く權利義務を甲の承諾を得ることなしに第三者
に譲渡することはできない。

第四條 乙は譲渡炭層の採掘を完了したとき又は本契約が解除されたと
きは直ちにその掘進増区々域を滅区するものとする。

第五條 乙は譲渡炭層の掘進に於いて豫め甲に地業案を提示して甲の承
諾を得なければならぬ。

乙は譲渡炭層の採掘に於いて甲からその發行状況の調査又は參考資料
の提出を求められたときは直ちにこれに應じ協力しなければなら
ない。

第六條 乙は譲渡炭層の採掘に因り甲の將來の操業に支障をきたさない
よう操業上最善の措置を講じなければならぬ。

乙が譲渡炭層の發行に因り甲に對して危害又は災害を及ぼしたときは
甲は乙に損害を賠償せしめると共に爾後との契約を解除することがで
きる。



第七條 乙は釧路炭層の採掘に當り極力鉱害の発生を防止しななければならない。

第一條第二項の重複鉱区内における鉱害については甲乙それぞれ自己に原因する部分について責任をもつて賠償しななければならない。

乙は釧路炭層の採掘終了後あるいは契約の解除後にかいても前項の責任を免れ得ないものとする。

第八條 本契約に附帯する細目の協定は甲の山野鉱業所と乙との間にかいて締結するものとする。

第九條 乙が本契約に違反した場合は甲は直ちに本契約を解除することができ、その契約違反により甲に損害を與えたときは乙は相當の賠償をなすものとする。

本契約の解除により乙において損害を蒙ることがあつても甲に對して何等の賠償をなさないものとする。

第十條 本契約の記載事項に異議のある場合又は本契約に記載のない事

項については甲乙互に誠意をもつて協議しその解決に當るものとする。右契約の證として本誓紙通を作成し甲乙各その意通を保有するものとする。

昭和貳拾八年 月 日

甲 東京都中央区日本橋區町貳丁目壹番地壹

三井鉱山株式会社

社長 山 川 良 一

乙 東京都中央区新町壹丁目拾壹番地

共同石炭鉱業株式会社

取締役社長 入 交 太 藏



承 諾 書

貴社が貴社所有の福岡縣探掘権登録第五七九号鉱区の一部別紙圖示の区域
積貳七七壹〇坪（九・壹六ヘクタール）に賦存する遊生八尺上層及び本
層に對し鉱業法第四十六條の規定に基く増進増区の出願をなし重複鉱区
を認定することを承諾します。

昭和貳拾八年 月 日

東京都中央区日本橋室町貳丁目壹番地壹

三井鉱山株式会社

社長 山 川 貞 一

共同石炭鉱業株式会社
取締役社長 人 交 太 藏 殿



UU

銀行 東京 信託 貯蓄 支店
北沢石炭 株式 會社
吉 誠 業 所
電話 〇〇〇〇
大塚 區 池袋 一 〇 〇 〇 〇

三井物産 支店

昭和七年九月三號

協和 支店 十三万四千六百三十七

昭和七年十月三號
協和 支店 五万九千六百七

昭和七年九月三號
協和 支店 五万三千七百三十七

昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日



写 九州本部

昭和二十八年三月七日

明 石 部 長 

編 社 長
専 務 員

三 井 鉱 区 ニ 付 テ

昨日若松ヨリ御打電申上候件ニ付テ突然ノ事ニアラズ御テドロキナリシ事ト存ジ候
興ハ電文ノ通り、三井山形鉱区立坑完成ニ付テ、日取山田フケノ鑛区境従来履行申
ナリシヲ中止致シ候当方申上テ定ニテ採炭量等取調中ノ処置圖ニ依レバ、西田、吉田
氏兩氏申込取替中ノ話キキ申シ候。現地ノ山形鑛區所ニハ申込ハナキ由ナルモ多分東
京ニテ三井鑛區ニ顯出デ中ノ事ト存セラレ候。我々トシテモ越日ノ竹藪層モ解決調印
出来候モ未ダ手続モ未完成ノ事故此上現地テ申出ルハアマリアフカマシタト存ジ打合
セノ結果東京ニテ社長ヨリ山川社長ニ顯出テラレルガ好都合ナラント思ヒ取扱メ御打
電申上候次第ニ付共御都合ニテ御願申上候

兩坑炭量ハ三井区集約十万吨ノ可採炭量ニテ別ニ坑内外ノ設備及水洗必要ノ事ニ候

寫

秘

炭層名ハ、小井原、尺ナシ層

右

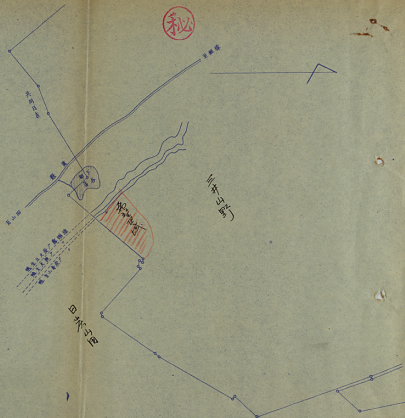
電 文

三井十マノコフダ「タアコカンセイノタメニインセンクイキ」「ニフタンヤマダ
ノフケ」モラシコミタノム「ニシダトヨシダモモラシコミノウワサアリ」アカシ

同此ノ件ニ付テ御打電等ノ即ハ松島町へ連絡セズ大森町日吉方ニ御連絡方特ニ御願
申上候

和公

$S = \frac{1}{12000}$



高知

州

許可決定通知

編成二 27 年 第 151 号 昭和 27 年 5 月 9 日 出願

福岡 嘉穂 郡 外之町 地内
福岡 縣 権 金 録 第 八 号 外 之 町 地 内
增加 願

出願人 共同石炭鉱業株式会社

上記の出願は別紙圖面の区域について許可したから通知する

昭和 27 年 5 月 9 日

福岡通商産業局長 権野 権

甲子 庚午 年 五 月 九 日 發附

福岡 縣 権 金 録 第 八 号 外 之 町 地 内
昭和 27 年 5 月 9 日 發附

順位番號 表題 頁數
五 卷

右仮設原簿倉

1. この通知書も電料の納入を待たずして申請書に申請料を納付しないときは許可しない。この期間内に納付を怠る場合は取り消しとなる。

2. この通知書は電料の納入を待たずして申請書の提出は出来ない。

3. 電料納付書はこの通知書と併せて提出する必要がある。

4. この通知書は電料の納入を待たずして申請書の提出は出来ない。

5. この通知書は電料の納入を待たずして申請書の提出は出来ない。

右仮設原簿倉

福岡 縣 権 金 録 第 八 号 外 之 町 地 内





二 關東第四大湖沼の三

關 湖 地 増 加 承 諾 書

三井鉱山株式会社所有關湖縣保徳橋登陸部等、五七九號武庫と當社所有關湖縣保徳橋登陸部等武庫との關湖地のうち、別紙圖面表示の奥邊第六穴アール中の竹藪八尺幅（深生八尺幅）に、貴社所有關湖縣保徳橋登陸部等、七八號武庫より武庫法第四十六號の湖地増加することを承諾します。

昭和貳拾六年拾壹月廿日

東京都千代田區丸ノ内壹丁目拾番地四

三井物産 日鐵武庫株式会社

右代表取締役社長 藤 田 五三郎

關湖縣高懸郡高懸町坂崎六六大倉地

日鐵武庫株式会社二關武庫所

右代理人 小 倉 隆

共同石炭鐵業株式会社

社長 入 交 太 威 殿



委 任 狀

如右側小倉 越ヲ以テ代理人ト指定メ左ノ細狀ヲ委任ス
一、三井鉱山株式会社所有福岡縣深堀登録第壹、五七九番並ニ同社所有福岡縣深堀
福登録第壹福登録トノ間隔地ノワケ、別紙圖面表示ノ區域壹六六アール中ノ竹藪八
尺者（誕生八尺者）ニ、共同石段福登録株式会社所有福岡縣深堀登録第壹、貳七八
號福登録ヨリ福登録法第四十六條ノ根據増廣ヲ承諾スルニ關スル一切ノ權限。

右委任狀の附知件

昭和貳拾六年拾月貳拾日

東京都千代田區丸ノ内壹丁目拾壹番地

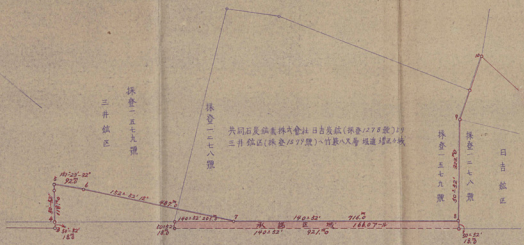
日鐵福登録株式会社

代表取締役社長 森 田 嘉三郎



日吉炭鑛掘進增加承諾區域圖

縮尺六十分之一



探査一五七八號
探査一五七九號

九列

此圖係根據日吉炭鑛株式會社日吉炭鑛
之採掘承諾書及地籍圖繪製而成

湖邊増産額

一 飲農の所在地および面積

福岡縣高懸郡池袋町、山田町、大勝町

面積 壹萬壹千四百アール

二 採掘權の登録書號

福岡縣探掘權登録第壹貳七八號

其目的とする鉱物の名稱

石灰

四 増加すべき區域の所在地および面積

福岡縣高懸郡池袋町

面積 百六拾六アール

合計面積 壹萬壹千五百六拾六アール

右のとおり福岡縣探掘權登録第壹捌石炭探掘飲農へ湖邊のため、
産量の増加を許可されたく區域圖、鉱床説明書をらびに隣接飲農の
採掘權の承諾書を送つてお願ひします。

昭和貳拾七年五月七日

東京都中央區湯町電丁目野野澤地八

鉱業權者 共同石灰工業株式会社

右代表取締役 入 交 太 藏

福岡縣高懸郡大津町大字半井壹七五〇番地

右代理人 明 石 友 助



福岡縣商標局長

高 城 元 殿

鉱床説明書

一、鉱山の所在地および面積

福岡縣高穂郡箱船町、山田町、大磯町

面積 壹萬壹千四百アール

二、探掘権の登録書號

福岡縣探掘登録部壹貳七八號

三、目的とする鉱物の名稱

石炭

四、増加すべし區域の所在地および面積

福岡縣高穂郡箱船町

面積 百六拾六アール

合計面積 壹萬壹千五百六拾六アール

右増出區域内の地質は第三紀層にして鉱床は別紙圖示の如く、竹谷層群、不層群、大洞層群の賦存區域で走向百三十二度、傾斜約十八度で東北に傾斜し増産目的炭層は竹谷層群中の産生八尺上層及全本層である。

今回産生八尺層を掘進増産するのは探掘部管轄區域内に設定しある祖鉱權登録部壹〇號（本社所有）と原産の探掘部壹貳七八號との區域の間に隙地にして該區域を掘進増産すれば合併掘進上層群の管理、採掘上に於ても有利にして飲料を損する事なく事業上合理的であるので増産の出願をなすものである。

昭和貳拾七年五月七日

東京都中央區神田区丁目壹壹番地八

鉱業權者 共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役 入 交 太 藏

福岡縣高穂郡大隈町大字牛降壹七五〇番地

右代理人 明 石 友





委任状

福岡縣高橋郡大隈町大字牛掛七五〇番地

朋石友助

右の者を以て拙者の代理人と定め左の権限の行為を委任す。

一、本社所有福岡縣深瀬郷登條郡壹貳七八番地より日産炭礦株式
会社所有の福岡縣深瀬郷登條郡壹貳伍番地内へ炭礦法第四十六條
の掘進増進給を提出し許可決定通知書受領に至る迄並許可決定
通知書受領後は登録税を納付し其の登録済股を受領に至る一切
の行為

右代理委任の意思を發表す。

昭和貳拾七年五月七日

東京部中央炭礦町壹丁目壹番番地八

炭礦掘者 共興石炭株式會社

右代表取締役 入交太藏





承 附 書

日鐵鉱業株式会社が債務の擔保として抵當権を設定している福岡
法務局重探支局登記第拾陸號財産團の組成物件たる福岡縣探掘權
登録第壹陸號のうち左記區域に對して共同石炭礦業株式会社所
有に係る福岡縣探掘權登録第壹、貳七八號礦より鉱業法第四拾
六條による強迫増進をなされることを承諾する。

記

福岡縣探掘權登録第壹陸號礦中卷六七アール（竹藪八尺層）
昭和貳拾七年貳月貳拾五日

大藏大臣
代理人 日吉銀行

總務 一萬田 尚登





承 諾 書

日鐵鉱業株式会社が債務の擔保として抵當權を設定している關西
法務局鐵探支局登記第拾號鐵業財團の組成物件たる關西縣探掘權
登録第壹號鐵礦のうち左記區域に對して共同石炭鐵業株式会社所
有に係る關西縣探掘權登録第壹、貳七八號鐵礦より鐵業法第四拾
六條による掘進増進をなざしめることを承諾する。

記

關西縣探掘權登録第壹號鐵礦中宅六七アール（竹藪八尺層）

昭和貳拾七年貳月貳拾五日

東京都千代田區丸ノ内宅丁目八番地壹

日本開發銀行

組 長 小 林 中



承 諾 書

日鐵鉱業株式会社が債務の擔保として抵當權を設定してゐる福岡
法務局飯塚支局登記第拾陸號鉱業財團の組成物件たる福岡縣探掘權
登録第老銀鉱區のうち左記區域に對して共同石炭鐵礦株式会社所
有に係る福岡縣探掘權登録第壹、貳七八號鉱區より鐵業法第四拾
六條による増進増産をなさしめることを承諾する。

記

福岡縣探掘權登録第老銀鉱區中壹六七ア一ル三 (竹藪八尺層)

昭和貳拾七年貳月貳拾日

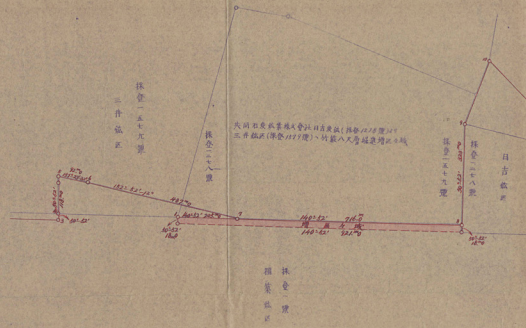
東京都千代田區丸ノ内壹丁目八番地壹

株式会社 日本興業銀行

取締役副取 川 北 誠 一

日吉炭鑛掘進增區々域圖

縮尺六千分一



炭層柱狀圖

層名 厚 質 層名 厚 質

層名	厚	質	層名	厚	質
...

凡例

- 凡例
- 凡例
- 凡例

凡例

○ 凡例

○ 凡例

昭和廿八年八月廿四日

共同石炭鉱業株式会社 日吉鉱業所
所長 宇佐 見 殿

三井山野鉱業所

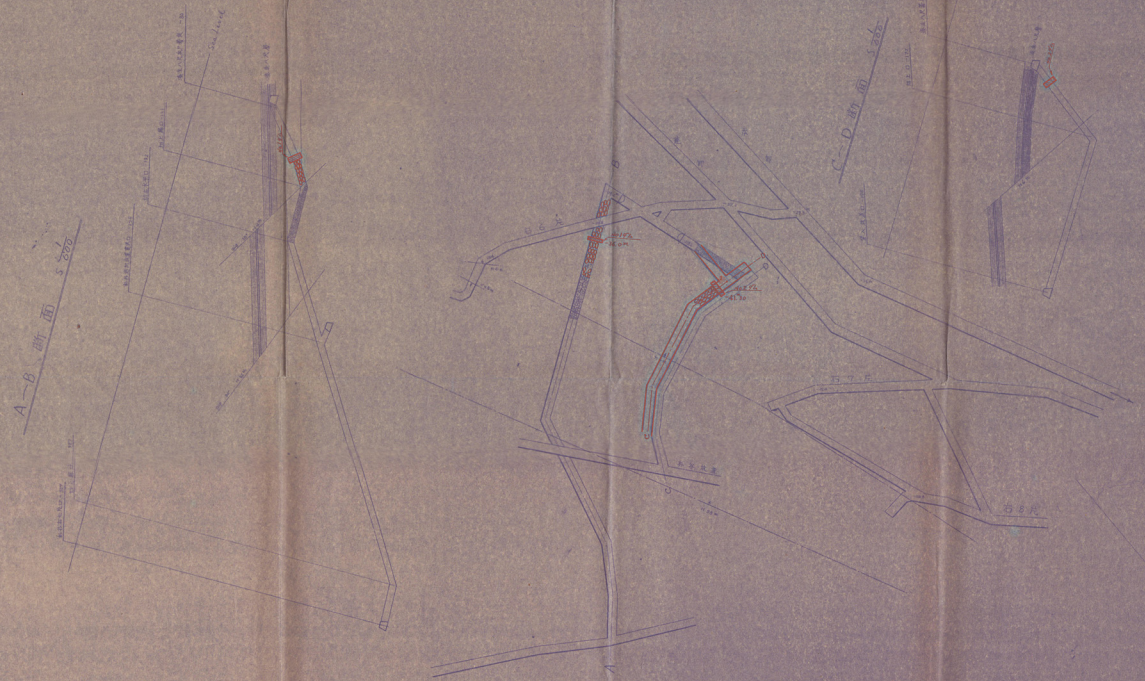
所長 近 藤 兩 殿

社内タム辨済完成御届の件

昭和廿五年九月九日付を以て、御社より鉱区分譲を受けました際
の契約書第六条に記載の社内タム辨済は、御社の設計製指示の通り別
紙図示の位置に、社内タム辨済を完成致しました事を御届申上です



三井山野坑と貫通地区坑内ダム計画図 $\frac{1}{500}$



日吉炭坑防水ダム設計圖

計算方式

No. 1 Dam

中央部は設置法に（設部）最大幅 11.0m 設

頂上幅 12.0m

頂上厚 1.00m (基礎)

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

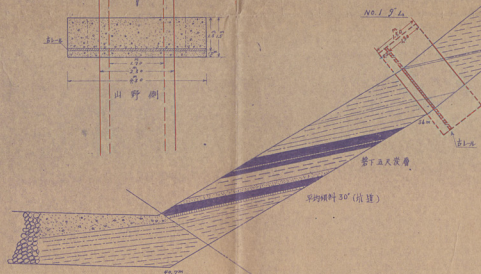
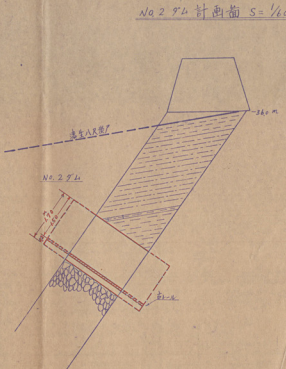
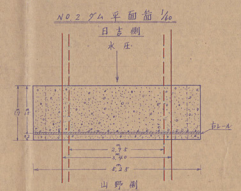
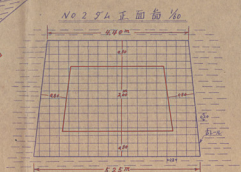
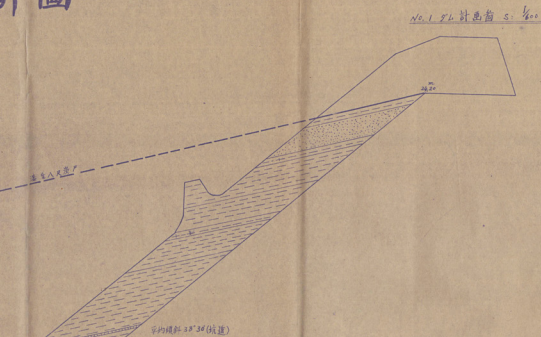
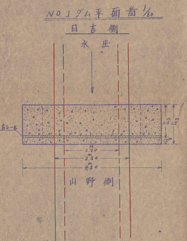
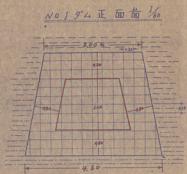
頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

頂上傾斜 1:1

材 質	
	面 敷
	基 礎
	砂質埋石
	安質埋石



昭和七年十月以降

升竹教坑

賃
隋衝分
係
備
舟
炭
柱
因

(一) 仕目全品是比俾小端種改爲了夫之可也科
(二) 共同予及以申了了全上思了了了百科

防水ゴム保安炭柱圖

三井山野坑と貫通地区坑内ダム計画図 5 $\frac{1}{200}$

三井山野坑と貫通地区坑内ダム計画図





福岡縣嘉穂郡稻築町才田

共同石炭
業株式會社

日吉鑛業所

電話
—稻築
—四
—〇番

16
16
16





福岡縣嘉穂郡稻築町才田

共同石炭
業株式會社

日吉鑛業所

電話 一稻築四一〇番

昭和四年十月十日

三井物産株式會社

本所より大加賀新子へ付

昭和 年 月 日

1137

半目次

三井 関係

					3	2	1	1番
					承諾書	覽書	附屬協定書	摘要
								3番
								摘要





附 議 決 定 書

三井物産株式會社と共同石炭礦業株式會社が昭和貳拾伍年九月九日附で議定した協定書（以下協定書と稱する）第三條及び第四條に基き、三井物産株式會社山手礦業所（以下甲と稱する）と共同石炭礦業株式會社日吉礦業所（以下乙と稱する）との間に獨資協定金の支拂で對して左記の通り協定する。

附

第一條 △區域分の代金は日甲株式會社五年拾月より乙より甲に支拂を開始して日甲株式會社七年九月に終了するものとする。
乙は右條の支拂を貳拾四年に分割して從日甲に支拂うものとする。

第二條 毎月の支拂金額は貳拾肆圓までは協定書第二條の單價に反式〇〇圓、餘額の圓は五〇〇圓を乘じた額とし、翌日の五日までに支拂うものとする。

第三條 △區域分の代金は日甲株式會社六年拾月より乙より甲に支拂を開始して日甲株式會社七年九月に終了するものとする。

第四條 乙は前條の支拂を合式に分割して從日甲に支拂うものとする。毎月の支拂金額は協定書第二條の單價に從〇〇圓五五圓を乘じた額とし翌月の五日までに支拂うものとする。

右協定の證として本書式箱を作成し、甲乙双方の書面を捺印する。昭和貳拾伍年拾月拾日

共同石炭礦業株式會社 代表取締役 大平 五郎 五郎

三井物産株式會社 山手礦業所

（甲） 所長 代表 相 澤

獨資協定書 昭和貳拾伍年九月九日

共同石炭礦業株式會社 日吉礦業所

（乙） 所長 宇佐 重 一





三井物産株式会社と共同石炭産出株式会社は昭和五年九月九日附
で協定した協定書第二條の事項について三井物産株式会社山形鐵礦所
(以下甲と稱する)と共同石炭産出株式会社日吉鐵礦所(以下乙と稱
する)との間に左記の通り協定を締結する。

記

第一條 毎期産出納入契約の価格は凡八〇〇カロリー粉炭について契約
された價格とする。

第二條 乙の生産する産物の粉炭が新産實稅とを付した場合はそのカロ
リーを五カロリーとし、又これの毎期産出納入契約の價格を Y
額として次の方式で價格を定め、割價を算出する。

$$Y = \frac{X}{100} \times X$$

本協定は試行期間とし、甲乙双方その協定を見有する。

昭和五年九月五日

三井物産株式会社 代表取締役 大澤 正三郎
共同石炭産出株式会社 代表取締役 大澤 正三郎

(二) 三井物産株式会社 代表取締役 大澤 正三郎
共同石炭産出株式会社 代表取締役 大澤 正三郎



3

承 諾 書

昭和貳拾五年九月九日附屬地増築契約書第十條に基き同契約書第一條のB區域に對して吉田建築株式會社が所有權の設定をすることとを承諾します。

昭和貳拾六年癸月五日

三井物産株式會社 山形支店

所長 栗 野 清



井田石炭鑛業株式會社 吉田事務所
所長 平佐見 一 殿



福岡縣嘉穂郡稻築町才田

共同石炭
業株式會社

日吉鑛業所

電話 稻築
限一四〇番



昭和廿九年十二月二日

日吉鉱業所
明石部長



東京本社 部長
九州本 部 御中

三井鉱区分譲願の提出の件

頭書の内容に關し十一月廿日の日付を以て別紙の通り、三井山野
礦業所に本日宇佐見所長と同専當額提出し候同御承知願度候
申込区域左側は小学校及田採掘跡ある為除外し、御部分は所屬
迄と致し候也
右

共同石炭礦業株式會社日吉鉱業所

三井物産株式會社
昭和廿九年十一月二日





の方法としては是非御社の御厚情に随う位なく仍て
別紙指示の区域の抽出八尺上層、抽出八尺本層の鉱区
分譲を御願申上ます。

御許可の上は苦心調査を以て奉業を行ひ御社に辱かも
御迷惑を相煩ようことを至極痛く誓約申上ます。
此の件については先般口答を以て御願申上げて居りま
したか茲許に御礼券々正式書類を以て御願申上ます。



昭和27年11月30日

三井炭山株式会社

社長 栗木 幹 殿

共同石炭炭業株式会社

社長 入 文 太 殿

鉱区分譲御願の件

拝啓 時下現状の御御社益々御成長の趣長賀面裡に存
じます。

既省 弊社も石炭界不況時に際して奉業の御抽出未
得ますことは固に御社の御庇護による賜と深く感謝
致し居ります。

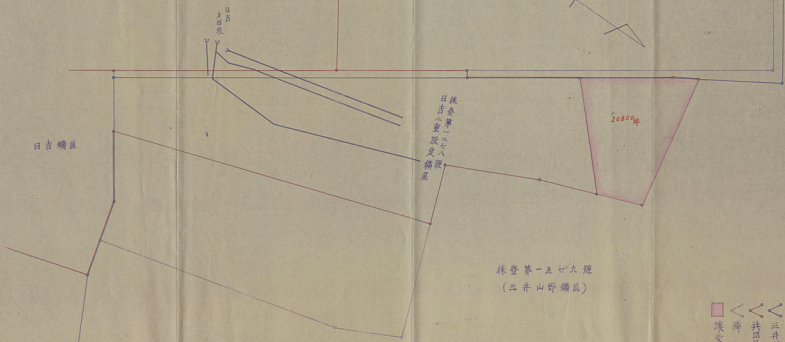
従て弊社の経営致します日吉鉱業所は、出炭500
匁(月産)であります。主要出口の才田坑は既に
分譲を受けました区域を採掘中でありませう其後採
掘区域も漸次減少し甚憂慮に存えない現状であります。

然るに坑内外既存の設備は概ね4000匁出炭に對
応する施設を設け居ります。

石の細き奉業でありますので日吉鉱業所の起死回生



三井山野鑛業所鑛區內一部
讓受希望區域圖 縮尺五千分一



採登第一五七九號
(三井山野鑛區)

- 凡例
- < 三井山野鑛區界線
 - < 共同日吉鑛區界線
 - < 讓受希望區域





契約書

振込留区
(竹野院町竹野区)

三井鉱山株式会社を甲とし、共同石炭鉱業株式会社を乙とし、乙所有鉱区より甲所有山野鉱区の一部に振込留区を行うことについて次の通り契約を締結する。

オ1条 甲は甲所有の福岡県振込留登録券ノ1379号鉱区の一部別紙図示の区域ヲ477アールに賦存する落生八尺上層及び本層に対し乙が乙所有の福岡県振込留登録券ノ1378号鉱区より鉱業法第44条の規定に基づく振込留区の出圖をなし重徳鉱区を設定することを承諾する。

前項の区域は所轄官庁の修正命令によつて表示面積に多少の異動を生じても甲乙共に異議のないものとする。

オ2条 前項の振込留区の承諾に対する代償は220万円としこの契約締結と同時に110万円振込留区登録と同時に110万円を乙より甲に支払うものとする。

オ3条 乙は振込留区区域の採掘について予め甲に施案を提示して甲の承諾を得なければならない。これを変更しようとするときも又同様とする。

乙は振込留区区域の採掘について甲からその徴行状況の調査又は参考資料の提出を求められたときは直ちにこれに応

じ極力協力しなければならない。

オ4条 乙は振込留区区域の採掘に因り甲の将来の採掘に支障をきたさない採掘線上最善の措置を講じなければならない。乙が振込留区区域の徴行に因り甲に対して損害を及ぼしたときは甲は乙に損害を賠償せしめると共に爾後この契約を解除することができる。

オ5条 乙は振込留区区域の採掘に當り極力鉱害の発生を防止しなければならない。

オ6条の重徳部区内における鉱害については甲乙それぞれ自己に原因する部分について責任をもつて賠償しなければならない。

乙は振込留区区域の採掘終了後あるいは契約の解除後においても前項の責任を免れ得ないものとする。

オ7条 乙はこの契約に基づく権利義務を甲の承諾を得ることなしにオ3者に譲渡することはできない。

オ8条 この契約に附帯し細目の協定を必要とするときは甲の山野鉱業所と乙との間において締結するものとする。

オ9条 乙がこの契約に違反した場合は甲は直ちにこの契約を解除することができる。

六月廿五日
本契約書
竹野院町
竹野区
甲
乙



(2)

その契約違反により甲に損害を与えたときは乙は相当の賠償をなすものとする。

この契約の解除により乙において損害を蒙ることがあつても乙は甲に対して何等の求償をなさないものとする。

才⁹条 この契約の記載事項又は記載のない事項に疑義のある場合は甲乙互に誠意をもつて協議しその解決に当るものとする。

上記契約の証として本書²通を作成し甲乙各その¹通を保有するものとする。

昭和30年5月20日

東京都中央区日本橋区町2丁目ノ番地ノ

甲 三井鉱山株式会社
社長 栗本 幹

東京都中央区銀座7丁目5番地ノ

乙 共同石炭鉱業株式会社
取締役社長 入 交 太 蔵

掘進場区

契約書

竹藪より竹藪

甲水之

共

(3)

昭和三十年八月三十日

日吉飲業所

明石部 長



九州本部 御中

三井飲区製造増区 各登録本番送付ノ件
日鉄飲区 租飲権

頭書件ニ関シ九州本部ニハ本登録証、東京本社ニハ各一部宛日鉄二瀬飲業所並三井山野飲業所ニハ各字一部宛本日送付仕リ候間御受取被下度候也

右

共同石炭飲業株式会社日吉飲業所
福岡県高橋郡高瀬町字日吉
電話六線一一一七 傳真四〇〇



(13)



寫

本紙式巻

許可決定通知

本紙式巻
本紙式巻

昭和20年6月7日 出願 昭20年6月7日 出願

福岡県産局長事務官 給養 外町市地外
右野株産の登録(シ)の登録(シ)の通知

出願人 大同石炭産業株式会社

上記の出願は別紙図面の区域について許可したから通知する。

福岡県産局長事務官 給養 外町市地外
昭和20年8月25日 登録
順位番号 去 野 7 番

右 登 録



昭和20年6月7日

福岡通商産業局長事務官

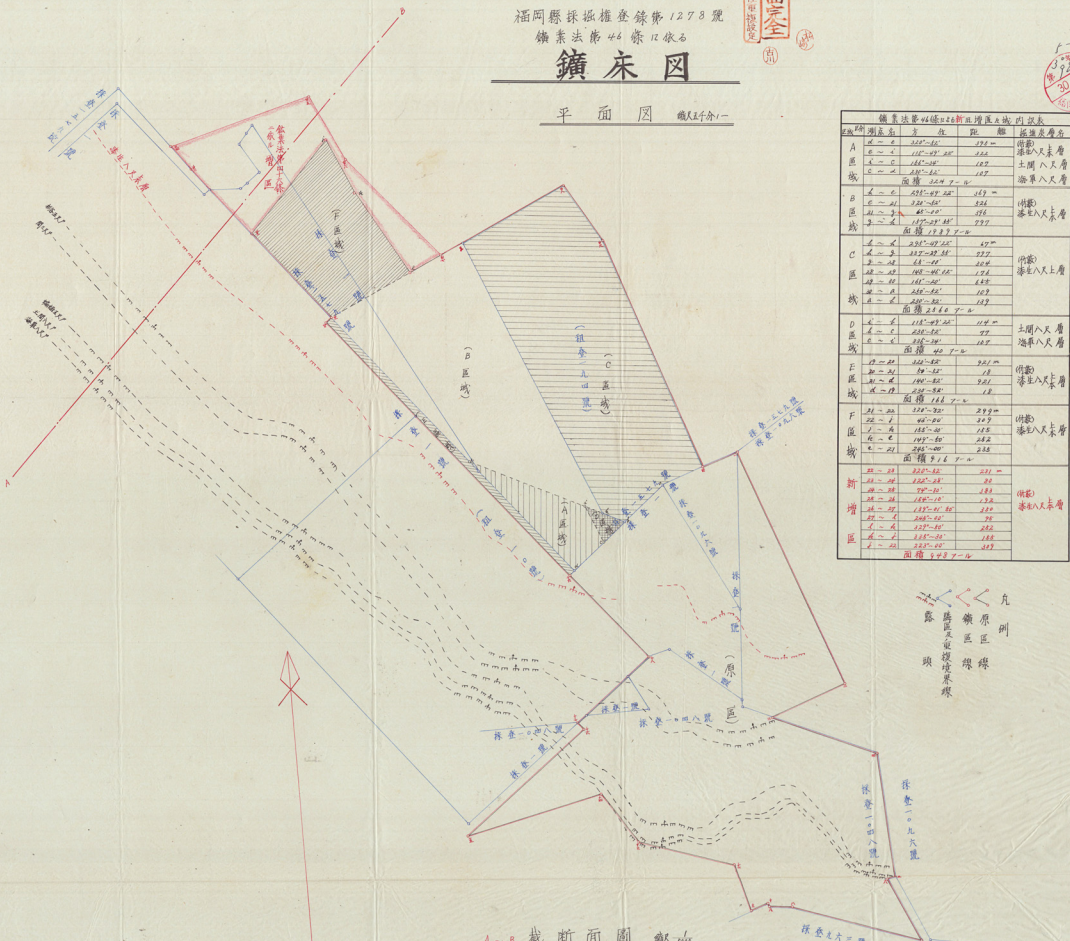


- 注意
1. この通知書を受けし日から所定の日以内(登録費を納付しないときは許可せず)に登録料を納付し、この通知は決定の通知であるから同社に請求しない。
 2. この通知書を受けし日から所定の日以内(登録料を納付しない)に登録料を納付し、この通知書は決定の通知であるから同社に請求しない。
 3. この通知書を受けし日から所定の日以内(登録料を納付しない)に登録料を納付し、この通知書は決定の通知であるから同社に請求しない。



福同縣煤田地質調查錄第1278號
 編素法第44條12條
鑽床圖

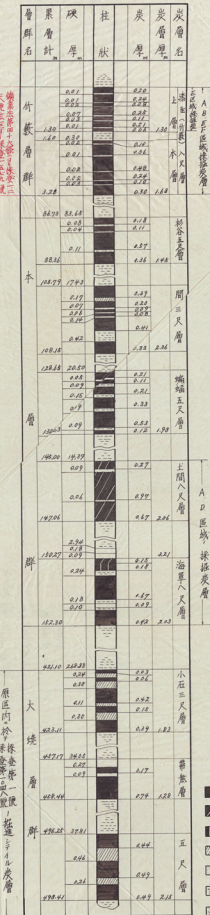
平面圖 縮尺1/4000



區別	測點	測點高	方位	距離	地層	地層厚
A 區	1	222.00	110°	100	砂岩	8.0
	2	222.00	110°	100	砂岩	8.0
	3	222.00	110°	100	砂岩	8.0
	4	222.00	110°	100	砂岩	8.0
B 區	1	222.00	110°	100	砂岩	8.0
	2	222.00	110°	100	砂岩	8.0
	3	222.00	110°	100	砂岩	8.0
	4	222.00	110°	100	砂岩	8.0
C 區	1	222.00	110°	100	砂岩	8.0
	2	222.00	110°	100	砂岩	8.0
	3	222.00	110°	100	砂岩	8.0
	4	222.00	110°	100	砂岩	8.0
D 區	1	222.00	110°	100	砂岩	8.0
	2	222.00	110°	100	砂岩	8.0
	3	222.00	110°	100	砂岩	8.0
	4	222.00	110°	100	砂岩	8.0
F 區	1	222.00	110°	100	砂岩	8.0
	2	222.00	110°	100	砂岩	8.0
	3	222.00	110°	100	砂岩	8.0
	4	222.00	110°	100	砂岩	8.0
新增區	1	222.00	110°	100	砂岩	8.0
	2	222.00	110°	100	砂岩	8.0
	3	222.00	110°	100	砂岩	8.0
	4	222.00	110°	100	砂岩	8.0

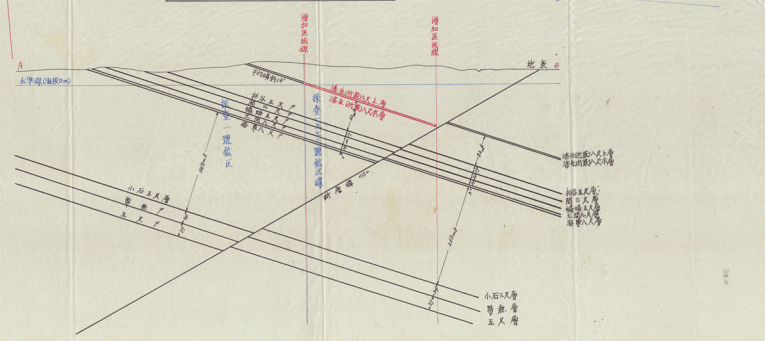
第一圖

炭層柱狀圖 縮尺1/4000



九 例
 淺青灰
 暗石
 暗灰
 灰質頁岩
 砂岩
 頁岩
 砂質頁岩

A-B 截断面圖 縮尺1/4000



福同縣煤田地質調查錄第1278號
 編素法第44條12條
 鑽床圖
 縮尺1/4000
 第一圖



渠 道 増 区 願

一 武 区 の 所 在 地 か よ び 面 積

福 岡 県 嘉 穂 郡 嘉 穂 町、嘉 穂 町、山 田 市

面 積 宅 高 式 千 四 百 八 拾 貳 ア ー ル

二 採 掘 権 の 登 録 番 号

福 岡 県 採 掘 権 登 録 第 地 式 七 八 号

三 目 的 と す る 鉱 物 の 名 称

石 炭

四 増 加 す べ き 区 域 の 所 在 地 か よ び 面 積

福 岡 県 嘉 穂 郡 嘉 穂 町

面 積 九 百 四 拾 八 ア ー ル

合 計 面 積 宅 高 式 千 四 百 參 拾 ア ー ル

右 の と お り 福 岡 県 採 掘 権 登 録 第 宅 五 七 九 号 石 炭 採 掘 武 区 へ 渠 道 の た め 武 区 の 増 加 を 許 可 さ れ た く 区 域 内、武 床 説 明 書 を ら び に 隣 接 武 区 の 鉱 業 権 者 の 承 認 書 を 添 へ て お 願 ひ し ま す。

昭 和 三 十 年 六 月 七 日

東 京 都 中 央 区 銀 座 七 丁 目 五 番 地 の 宅

地 産 権 者 共 同 石 炭 採 掘 株 式 会 社

右 代 表 取 締 役 入 交 太 誠

福 岡 県 嘉 穂 郡 嘉 穂 町 大 字 牛 浜 宅 七 五 〇 番 地

右 代 理 人 明 石 友 房

福 岡 道 商 産 業 局 長

佐 久 洋 誠





敷 床 説 明 書

一、敷区の所在地および面積

福岡県嘉穂郡福高町、大隈町、山田市

面積 延萬式千四百八拾式アール

三、採掘権の登録番号

福岡県採掘権登録第貳七七八号

三、目的とする鉱物の名称

石 炭

四、増加すべき区域の所在地および面積

福岡県嘉穂郡福高町

面積 九百四拾八アール

合計面積 延萬參千四百參拾アール

右増区出願地内の地質は、第三紀層にして之に賦給せる敷床は別紙敷床圖に示す如く増区目的炭層たる煤生八尺上層、全本層は原区採掘第貳七七八号敷区内では延四百三十度、傾斜約十八度存在し増区々地採掘第貳五七九号敷区内に向つて連続存在せる事は従来の旅行により明かなるを以て原区より増区目的炭層を増区々地内に掘進するときは採掘若島に

して事業上鉱利を損する事なく掘削に亘つて至便なり。

依つて増区を出願する次第なり。

昭和三十年 六月 七日

東京都中央区銀座七丁目五番地の密

鉱業権者 共同石炭 鉱業株式会社

右代表取締役 入 交 太 親

福岡県嘉穂郡福高町大字牛波密七五〇番地

右代理人 明 石 友 助



委 任 状

福岡県嘉穂郡嘉穂町大字牛渡七五〇番地
明 石 友 助

右の者を以て私の代理人と定め左の権限の行為を委任す。

一 本社所有の福岡県嘉穂郡嘉穂町七八号街区より三井鉱山株式会社所有の福岡県嘉穂郡嘉穂町五七九号街区内へ鉱業法第四十六条の掘進増区画を提出し許可決定通知書を受領したる地界許可決定通知書受領後は登録税を納付し其の登録済証を受領したる一切の行為

右代理委任の意思を表示す。

昭和三十年六月七日

東京都中央区銀座七丁目五番地の地
鉱業権者 共同石炭 鉱業株式会社
右代表取締役 入 交 太 康



承 函 書

貴社所有福岡県探鉱権登録第 / 278 号鉱区より当社所有福岡
県探鉱権登録第 / 577 号鉱区の一部別紙表示の区域面積 988
7-ム内に賦存する産出八尺上層および産出八尺本層に対し鉱
業法第 6 条の規定に基く無産地区の出産をなし重複鉱区を設
定することを承諾します。

昭和 30 年 5 月 20 日

東京都中央区日本橋區町 2 丁目 / 資地 /
三井鉱山株式会社
社長 栗木 善

共同石炭鉱業株式会社
社長 入 交 太 蔵 殿

昭和三十年六月四日

明石常務取締役 殿

九州本部企画室



三井鉱区譲渡契約書（写）並に承諾書貴送の件
首題の件本日の夏期御連絡により別紙の通り御送附申上げます
故御差取の御照上げます。

同 封 書 類

一 三井鉱区譲渡契約書（写）
一 全 右 承諾書

送 通

以上

共同石炭礦業株式会社



じ極力強力しなければならない。

オ6条 乙は掘進増区区域の掘進に因り甲の将来の操業に支障をきたさない操業上最得の措置を講じなければならない。乙が掘進増区区域の掘進に因り甲に対して損害を及ぼしたときは甲は乙に損害を賠償せしめると共に爾後この契約を解除することができる。

オ7条 乙は掘進増区区域の掘進に当り極力騒音の発生を防止しなければならない。

オ8条 掘進増区内における騒音については甲乙それぞれ自己に原因する部分について責任をもつて賠償しなければならない。

乙は掘進増区区域の掘進終了後あるいは契約の解除後においても前項の責任を免れ得ないものとする。

オ9条 乙はこの契約に基づく権利義務を甲の承諾を得ることなしにオ3者に譲渡することはできない。

オ10条 この契約に附帯し細目の協定を必要とするときは甲の山野鉱業所と乙との間において締結するものとする。

オ11条 乙がこの契約に違反した場合は甲は直ちにこの契約を解除することができる。

その契約違反により甲に損害を与えたときは乙は相当の賠償をなすものとする。

この契約の解除により乙において損害を蒙ることがあつても乙は甲に対して何等の求償をなさないものとする。

オ12条 この契約の記載事項又は記載のない事項に疑義のある場合は甲乙互に誠意をもつて協議しその解決に当るものとする。

上記契約の証として本書3通を作成し甲乙各その1通を保有するものとする。

昭和30年5月20日

東京都中央区日本橋區町3丁目ノ番地/
甲 三井鉱山株式会社
社長 栗木 幹

東京都中央区銀座7丁目3番地/
乙 共同石炭鉱業株式会社
取締役社長 入交 太 蔵



承 諾 書

貴社所有福岡県探鉱権登録第 / 277 号鉱区より当社所有福岡
県探鉱権登録第 / 277 号鉱区の一部別紙図示の区域面積 968
7-ル内に賦存する埋蔵八尺上層および埋蔵八尺本層に対し鉱
業法第 74 条の規定に基づく掘進地区の申請をなし重複鉱区を設
定することを承諾します。

昭和 30 年 5 月 20 日

東京都中央区日本橋室町 2 丁目 / 香池 /
三井鉱山株式会社
社長 栗 本 幹

共同石炭鉱業株式会社
社長 入 交 太 蔵 殿

(4)

30年



30

11月20日

白土龍堂可

平比島 訓 在 殿

平比島 野

業 和



平比島野殿在 平比島中野野比在殿
平比島野殿約業口業在平比島野
業口業在平比島野野比在殿
平比島野殿在

平比



追加契約書

三井鉱山株式会社と共同石炭鉱業株式会社との間に締結した昭和
25年9月9日付契約書(以下原契約と云う)第6条第1項の変更
改に同じ、三井鉱山株式会社山形鉱業所々長宇井一郎(以下Aと
云う)と共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所々長宇佐見敬一(以下
Bと云う)との間に次の通り契約を締結する。

第1条 原契約第6条第1項の規定の内「乙は譲渡地層の標高
につきB区域内に於て甲が将来建設する鉱坑の母題の
ため直徑150米の旗柱」とあるを「乙は譲渡地層の
標高につきB区域内に於て甲が将来建設する鉱坑の保
護のため直徑150米の旗柱の内別図々示577-A
の旗柱」と改める。

上記契約の証として本書2通を作成しA、B各その1通を保有す
る。

昭和30年3月1日

福岡県嘉穂郡精進町大字相生5番地
三井鉱山株式会社山形鉱業所

A 所長 宇井 一郎



福岡県嘉穂郡精進町大字才田

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

B 所長 宇佐見 敬一



Handwritten red markings at the top right of the page, including a square seal impression and the characters "(11)".

Handwritten notes in Japanese on lined paper, including the name "三井鉱山" and other illegible text.

委 任 状



私は 栗 井 一 郎 を代理人と
定めて次の事項を委任する。

三井鉱山株式会社が共同石炭鉱業株式会社との間に締
結した昭和25年9月7日付契約書第4条第1項によ
り採掘を禁止した建設予定地保護炭柱(直径180cm)
の一部採掘承諾に関し共同石炭鉱業株式会社と一部更
改契約締結に関する一切の件

以 上

昭和30年3月25日

東京都中央区日本橋区町丁日吉番地

三 井 鉱 山 株 式 会 社

東京都杉並区馬橋丁日吉番地

代表取締役 栗 井 一 郎



期 第 号



(5) - 1

昭和三十年七月七日

副社長
専務殿
九州本部

日吉鉱業所 朝石部長

三井鉱区 申込ニ付テ

兼テ御打合せ居リ候三井山野鉱区大口分館ノ件ニ付テ本日宇佐見
所長ト小浜山野鉱業所ニ出張宇井所長ニ面会シ別紙ノ通り調査提
出致シ候宇井所長ハ早速本社調査員送スル旨申サレ御間左様御了
知願度此段御報告申上候内部ニ種々依頼ナル事情了ルヲ宇井所長
ヨリ聞キ申シ候后日御面会ノ節御話申上可候。



共同石炭販売株式会社日吉鉱業所
新宮町日吉電話四三三
電報六六一一〇 朝石部



昭和三十年七月七日

東京府中央区銀座七丁目五番地の宅

共同石炭鉱業株式会社

社長 入交 太 殿

三井鉱山株式会社

社長 栗木 幹 殿

鉱区分譲御願いに関する件

謹啓

時下盛夏の御御社益々御清栄の段慶賀至極に存じます。

陳者 弊社債御社の格別の御庇護を蒙りまして、石炭界未曾有の不況
時期にも拘わらず、ともかくも事業の経営持続が出来得ますことは、偏
へに御社の御厚情によるものと深く感謝致して居ります。

扱て弊社島根鉱業所及び日吉鉱業所は共に可採炭量前次減少致し、將
来の事業継続に就いては憂慮に堪えない現状であります。伏聞すると

ころによりますと御社の三井山野鉱業所は経営合理化の一環として、山野一統料北区域の採掘を中止されましたとのことでありますが、該区域は弊社日吉鉱業所と隣接致して居ります関係上、若し風評の如く該区域の採掘が御社に於て予定されてをられませぬならば、当該区域鉱業権の御分譲方につき何分の御配慮給わります様懇願申し上げます。

幸にして右御許可下さいますれば弊社の将来に明るい希望を見出し得るものであり、今後の経営に就いては明かも御社に御迷惑を御掛け致しませんことを強く御誓約申し上げます。

誠に懇請の至りでございますが弊社の事情を宜しく御賢察下さいまして特別の御設備相煩わし度く御願ひ申し上げます。

敬
具

昭和六年六月十四日

皇朝社長 久保肇 啓

速達

共

共同石炭鐵業株式会社

東京市本町二丁目七番地

秘

日 主 鐵 業 所
明 石 常 務 役

印

三井鐵山 休山中。大垣城山 區、鐵區、尾尾、件。
昨日 行入 交、勢、魁、花、駒、之、少、照、合、の、首、領、鐵、道、の、件、に、行
林、社、長、副、社、長、常、務、所、同、道、で、三、井、鐵、山、で、字、井、所、長
に、面、會、し、少、額、測、定、し、た、會、同、所、長、に、貴、役、所、に、字、井、所、長
長、役、の、豫、布、の、り、の、内、紙、で、呈、報、申、若、み、に、及、底、の、札、を、記、の
應、り、の、少、額、が、所、り、を、し、た

何、の、大、修、區、の、中、破
① 傍、邊、器、備、同、額、の、現、に、同、額、を、よ、り、に、注、入、箇、所、を、行、り、
主、大、事、に、同、額、を、倉、庫、行、貴、現、の、現、に、お、り、同、額、を、申、

皇朝社長 久保肇 啓

No.

六群。然天二十餘。時。子。日。夜。不。得。一。二。三。四。五。六。七。八。九。十。十一。十二。十三。十四。十五。十六。十七。十八。十九。二十。二十一。二十二。二十三。二十四。二十五。二十六。二十七。二十八。二十九。三十。三十一。三十二。三十三。三十四。三十五。三十六。三十七。三十八。三十九。四十。四十一。四十二。四十三。四十四。四十五。四十六。四十七。四十八。四十九。五十。五十一。五十二。五十三。五十四。五十五。五十六。五十七。五十八。五十九。六十。六十一。六十二。六十三。六十四。六十五。六十六。六十七。六十八。六十九。七十。七十一。七十二。七十三。七十四。七十五。七十六。七十七。七十八。七十九。八十。八十一。八十二。八十三。八十四。八十五。八十六。八十七。八十八。八十九。九十。九十一。九十二。九十三。九十四。九十五。九十六。九十七。九十八。九十九。一百。

共同石炭鑛業株式會社

東京市丸の内區丸の内三丁目一丁目

あり。是。ら。其。方。七。沖。務。的。の。少。分。海。を。再。檢。せ。り。凡。そ。採
 作。飲。列。主。也
 是。日。左。右。並。花。研。に。中。上。げ。り。也

以上

匪。常。字。井。所。長。の。申。意。是。レ。七。日。中。内。數。の。採。取。に。具。休。化。す。る。に
 二。日。勘。定。も。一。ラ。年。位。を。要。す。べ。し。と。申。お。あり。ま。す。左。分。長。人。は
 大。橋。區。の。御。坂。邊。急。に。片。降。ま。い。と。思。ひ。ま。す。と。申。お。願。ひ。日。鐵。鑛。区
 フ。テ。部。の。杉。谷。日。本。休。切。り。被。し。て。三。井。ハ。チ。ハ。必。ず。此。で。片。降
 と。取。し。ま。せ。為。各。々。採。入。り。也

(5)

2



~2

昭和三十年十月十一日

日吉 敬 啓

東京本社 御中
九州本社

三井鉱区分類願提出の件

積書の件に關し別紙字の通りの分類願十月八日三井山野鉱業所に二部提出致し候同海了知願成此致御進知申上候



共同石炭鉱業株式会社日吉敬啓所
東京区日吉町三丁目
電話六三一一番 日吉四〇番



(2)



2



昭和三十年十月五日

調
願
書

共同石炭産業株式会社

昭和三十年十月五日
共同石炭産業株式会社
副社長 直

丁二



昭和三十年十月五日

東京都中央区銀座七丁目五番地の巻

共同石炭産業株式会社

社長



太



三井鉱山株式会社

社長 栗木 幹 殿

謹啓 貴区分該御願いの件

時下秋序の候御社益々御商栄の祝慶賀玉儀に存じます。

曩者 弊社産産格別を御厚面に預り懇蒙以來大過なく今日あるを得ましたことは固に御社の賜と深く銘感致して居ます。

既に御了知の如く、弊社の烏節鉱産所及日吉鉱産所共創業以來既に五十有餘年を経過し、従つてその残存可採炭量も減少し、此迄共建設年の命改と相成り、誠に尊厚に感えない状態に立ち至りましたる點、予而御社の経営合理化の一環として田山第一坑斜坑区域の採掘を中止せられたるが如く聞き及びましたので、該区域の掘分額方を本年

七月七日附解書を以つて御願い具請致ししたる次才で御座います。

元来右の田一坑採坑区域の権限は当社の興隆に拘わる問題で御座いますので、去る九月十二日九州に出張の際当社の現業幹部と共に細田山野鉱業所に参上し、貴社現業最高幹部に親しく拝眉の榮を得まして、口頭を以つて弊社の前状を訴え、幾ら御願ひ致しました田一坑採坑区域の全般的な問題は其の後の石炭合理化臨時措置法等の関係上折衷調停が困難に立ちました現状に鑑み一応後日に譲り、取りあえず目前の当社の危機打開の方法として、本國事務付別当の区域を決定致しまして之が御分限方につき御配慮を賜わり、且つ当方の主旨を細社へ御取次下さいませ御願ひ申上げました次才であります。

以上是等の願書提出の経緯と当社の心情を提陳致しましたる次才であります。御分にも今度の申請区域は細社の御事情不明のため御都合も参酌致しませ、当方で勝手に定めましたものであります関係上、若し細社の後援上落支えあれば充分に御訂正の上御許可下さいませれば弊社は誠心誠意を以つて事業を行い、願も細社に御強要

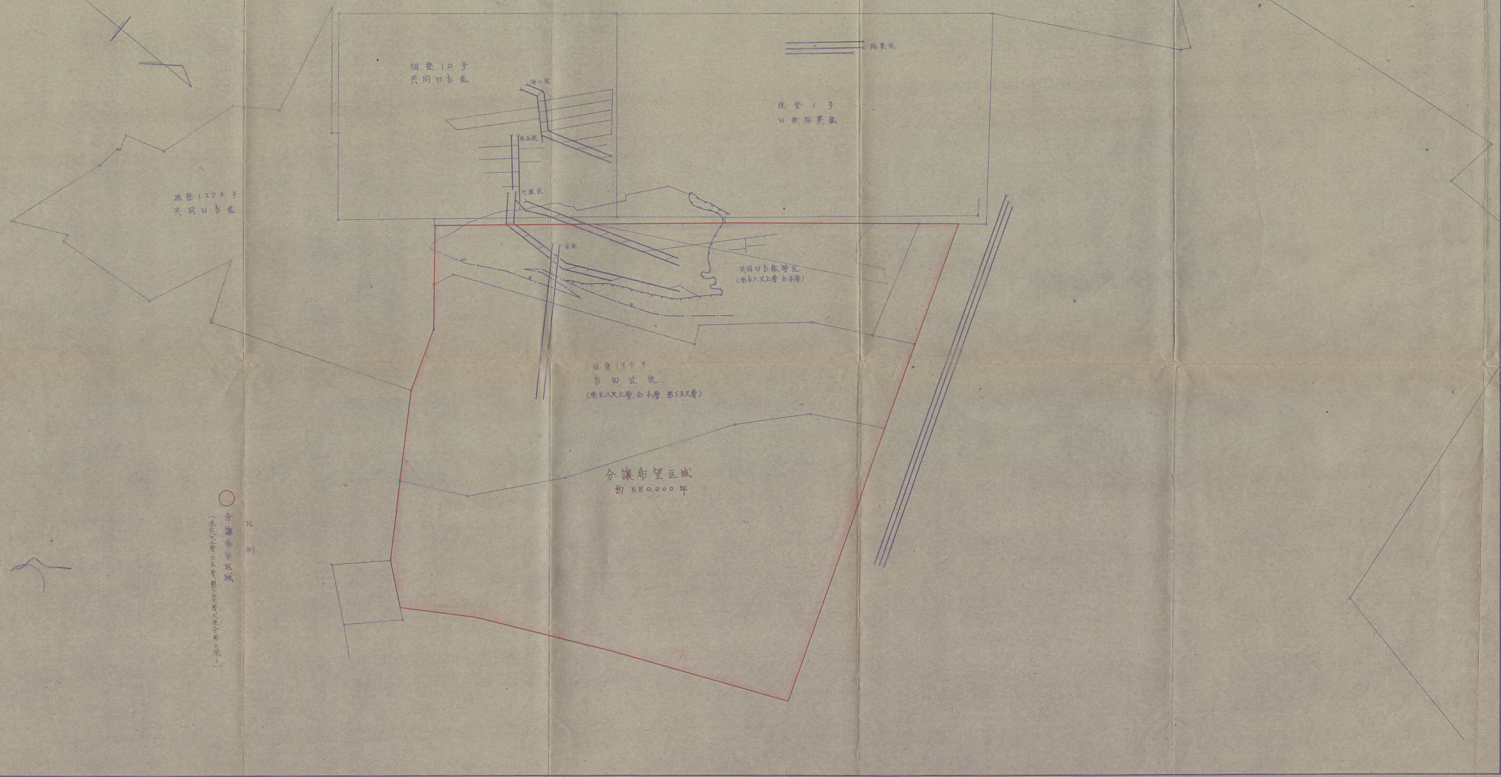
を相償わすような事なきを御誓約申上げます。

誠に申つて度々の御願ひで恐縮の至りで御座います。が、弊社の右事情を御斟酌下さいまして弊所の御配慮を相償わし度く御願ひ申上げます。

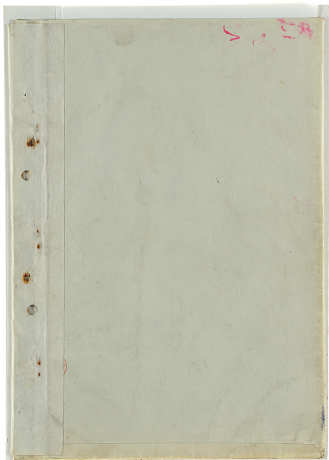
敬 具

鑛區分讓希望區域圖在中。

共同石炭鉱業株式会社 鉱区分譲希望区域図 縮尺六十分の一



分譲希望区域
 約 1:60,000 年
 (昭和二十一年)



(第 九州本部)

昭和參拾壹年壹月貳拾日

日吉製薬所

字 明 佐 見 石



東京本社 社長 殿

三井紙区に付て

拝啓 益々御清栄の叙賀奉り候

擬て取めて折衝致し居り候處の三井紙区交渉に關し其の御種々
考究致し候處左記の方法が特策と存せられ候間意見を具陳仕り
候

目下三井山野紙業所に於て一万吨出展の第二会社計画を立案中
にて(西方の申込し第一次、第二次の区域外)本年四月より充
足する予定にて着々準備中に行せられか出来上らざれば到底次の紙
区の分譲は別支組の關係等先方の社内の事情に困難を關連する

(5)~3

42

り、又充足しても西方第二回申込の大口区域は直ちに六ヶ敷
相當の日数を要することゝ推定致され候間従つて四月以降第二
会社充足後に、西方第二次に申込し区域内の杉谷厩たけでも申
込台等が平道と存せられ候に付現地の標價を綜合し御参考意
見御報告申上候也

証 書

三井山野炭区の件につき、其後知り得た情報を左記の通り御報告申し上げます。

去る二月四日三井山野の一幹部（字井所長の側近で内部の情報を比較的に精確に知り得る人）と面会し、其後の情報について訊ねました処、目下山野の方では第一会社の創立準備のため対労組との折衝で多忙を顧わめていますので、これ迄片付かへ行はれどもならないと云ふことです。

この第二会社と云ふのは、当方の申込んだ区域外で、山野の本部の盛況附近の小舟炭（目下新炭で採掘中の坑内で、重坑採掘許画外の上層炭）のことであり、この第二会社の設立完了が大体今年の九月頃のことです。

つまり今回締結されました三井の長期許画に対する労働協約ではこの種の第二会社の設立とか、炭区の分離合併とかと云ふ問題等は、すべて一応労組に話し、その了解を得なければならぬやうになつており、現在まで了解を得ているのは右の小舟炭の問題だけだと云ふことです。

従つて日吉から申込んだ区域の問題とか、或いはまた炭面の西田の方から申込んだ区域等は、普通では受通されてはいるが労組には断してはならないと云ふこととす。

別労組の承認工作与云ふのが仲々困難であり、そしてまたこれには相当の期間が必要だと云ふことです。

従つて当方や炭面の申込んだ問題は右の第二会社設立後（九月以後）相当期間にわたつて先方が別労組の工作を終えてからと云ふこととなります。

事情右の如くこの炭区問題の進展についてはお互ひに非常な不安を抱いておりました

が、併し今回の会談によりそれは当方だけではなく、炭前炭後にあつてもまた先方の内部事情のため、未だに問題が少しも具体的に進んでいないと云ふことを知り得たので当方も稍々安心はしましたか、いづれにせよこの問題が具体化するに得るのは今年来に後進するのではなからぬと思つておりました。

其他で次に問題になるのは、当方が第二次に修正の上申込んだ区域の検討で御座いますか、其の後当方では余り交渉が本びき、また実際に成就があるやうでしたら先便でも一寸申上げました通り、右区域の内の杉谷層（全部有煤で約五十萬屯）だけでも早急に実現させた方が好くはないかと云ふ意見も持つておりました。

この問題は現在の日吉が有煤中心の採掘を止めるためにその埋蔵量が漸次少くなり、或る時期が来ましたら現出炭の五十多萬有煤でと約五十多萬有煤と云ふやうな状態になります。同様に、もう一つの理由はこの杉谷層の開發については資本の再投資が非常に少く、大部分現有設備で、そのまゝ坑道の延長だけの開發だけで採掘にかかれると云ふ點から来た考え方で、いづれにせよまた交渉の時間が多分にかかり且つ慎重な問題でありますので、副社長来着の折り詳細に御談申上げたいと思つてお

以上取り敢えず御報告まで。

昭和卅一年二月六日

日 吉 鉱 業 所